

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ以下のとおりとする。

第1節 雪害対策

予防対策〔総務課ほか関係各課等〕

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図るものとする。

1. 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。
- (3) 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の捜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 除雪及び安全対策

除雪機械、消融雪施設等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

6．交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

7．上下水道施設

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあつては、水源地、消火栓等の施設が除(排)雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

8．農林水産業の生産条件の確保

- (1) 果樹等の枝折れ防止
果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。
- (2) ビニールハウスの破損防止
積雪に耐え得る強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。
- (3) 越冬作物等の被害防止
積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。
- (4) 越冬飼料の確保
冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足や値上がりに対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。
- (5) 牛乳輸送の円滑化
牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。
- (6) 春季消雪の促進
春季農作業を計画的に進めるため、農協や市町村単位に積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。
- (7) 漁業遭難の防止
冬期出漁による遭難を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業遭難防止の徹底を図る。

9．生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10．地域保全施設の整備

雪崩、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11．市と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、市と住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12．文教施設の整備

- (1) 通学路の確保
通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

- (2) 冬季分校及び寄宿舍の開設
冬期間の積雪による通学困難を解消し、円滑な教育の確保を図るため、必要に応じて、冬季分校及び寄宿舍を開設する。
- (3) 施設内における非常口の確保
学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。
- (4) 落雪による事故防止
校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、措置を講ずる。
- (5) 学校建物の雪害防止
校舎及び屋内運動場等の屋根の雪下ろしについては、あらかじめ計画をたて実施する。

13. 防雪対策

- (1) なだれ災害予防対策
 - ア なだれ防止施設の整備
 - a 道路のなだれ防止施設の整備
道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止施設を整備する。
 - b なだれ防止林の造成
農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については、なだれ防止林の造成を行う。
 - c 集落を保全するなだれ防止施設の整備
なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止施設を整備する。
 - イ なだれ危険箇所の警戒
 - a 危険箇所の点検
農地、公共施設、住家等で、特になだれによる危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。
 - b 標識の設置
なだれの危険箇所を一般に周知させるため、主要道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。
 - c 事故防止体制
なだれの発生による事故を防止するため、予想されるなだれ発生危険箇所の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等について、必要な事故防止措置を講ずる。
- (2) 地吹雪災害予防対策
 - ア 道路の地吹雪対策施設の整備
交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェルター、視線誘導標識等の吹きだまり対策施設、視程障害対策施設を整備する。
 - イ 地吹雪多発地域の警戒
 - a 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。
 - b 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオを通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。
- (3) 着雪災害予防対策
 - ア 電線着雪対策
着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止措置を講ずる。

ウ 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、前述「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害防止対策

ア 融雪出水対策

融雪出水対策は、第3章第13節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第3章第15節「土砂災害予防対策」により実施する。

14. 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図るものとする。

15. 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。

16. 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

応急対策〔総務課ほか関係各課等〕

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行うものとする。

1. 実施責任者

市長は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために市道等の除排雪を行うものとする。

2. 道路の交通確保

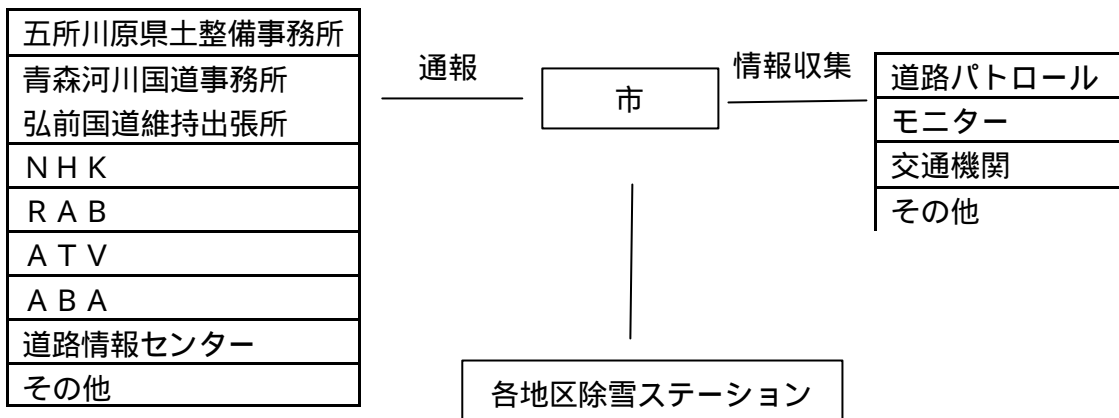
(1) 情報の収集、連絡

ア 道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握し、常に異常の有無を掌握する。

イ 道路モニターを設置し、冬期間における道路状況を把握する。

ウ 異常事態が発生した場合は、速やかに日本放送協会青森放送局、株式会社青森テレビ、青森放送株式会社、青森朝日放送株式会社、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、五所川原県土整備事務所、国土交通省青森河川国道事務所五所川原出張所等に通報する。

豪雪時における連絡系統図



(2) 豪雪災害時における体制

市域管轄の五所川原県土整備事務所内に、青森県除雪事業計画に基づく地区警戒体制等が敷かれた場合、市は五所川原県土整備事務所と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期するものとする。

- ア 道路及びこれに関する情報連絡の強化
- イ 除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配
- ウ 除排雪作業の強化及び計画的検討
- エ 除雪時期の検討
- オ パトロール強化及び写真その他資料の準備

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区分	日交通量のおよその基準	除雪目標
第1種	1,000 台以上 / 日	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500~1,000 台 / 日	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約10日以内に2車線または1車線の確保を図る。
第3種	500 台未満 / 日	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

3. 消防救急医療業務体制の確保

市消防計画による。

4. 生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

豪雪時には、市は、市民と協力し通学通園路を確保するものとする。

(2) 堆雪場の指定

堆雪場は、次のとおりとする。

名称	位置	対象地区
岩木川右岸(高瀬地区)	高瀬字鷹ノ爪	五所川原地区
藤枝溜池	金木町藤枝東田地内	金木地区
清久溜池	金木町嘉瀬雲雀野地内	
大沼公園駐車場	相内岩井地内	市浦地区
旧葛西製材所向かい	磯松磯野地内	
旧太田小学校グラウンド	太田山の井地内	
脇元漁業協同組合事務所東側	脇元野脇地内	
旧十三小学校グラウンド	十三琴湖岳	

5. 鉄道交通の確保

- (1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制(車輛、機械、人員及び施設)の整備拡充を働きかける。
- (2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

6. 通信、電力供給の確保

各事業者は、送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努めるものとし、異常事態が発生した場合は、早急に対応するよう、市長はそれぞれの事業者に除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

7. 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等(消防団、ボランティア等)の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

8. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2節 海上災害対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生のおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

海難対策

予防対策〔総務課、市浦総合支所ほか関係各課等〕

海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

2．情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3．災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4．捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 災害発生事業所の措置
危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備に努める。
- (2) 市長の措置
危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備に努める。
また、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

5．防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、相互に連携し大規模海難を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

応急対策〔総務課、市浦総合支所ほか関係各課等〕

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

1．実施責任者

海難による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2．情報の収集・伝達

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集、伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

8．災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

9．応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

海上流出油等及び海上火災対策

予防対策〔総務課、市浦総合支所ほか関係各課等〕

重油等の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1．船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

2．情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3．災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4．救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

- (1) 災害発生事業所の措置
危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備に努める。
- (2) 市長の措置
危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備に努める。
また、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

5．流出油・漂着油防除体制等の整備

油等が大量に流出・漂着した場合に備えて、オイルフェンス等の防除資機材の整備を図る。

6．防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、相互に連携し重油等の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等を想定

4．捜索活動

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、県及び五所川原警察署は、関係機関と密接に協力のうえ、船舶及び航空機等多様な手段を活用して捜索活動を実施する。

5．救助・救急活動

（１）災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

（２）市長の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

（３）防災関係機関の措置

ア 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。

イ 県及び五所川原警察署は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

6．医療活動

医療活動については第４章第１５節「医療、助産及び保健」により実施する。

7．油等の大量流出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に流出・漂着した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

（１）災害発生事業所の措置

ア 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、又は市等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者または船舶に対し注意を喚起する。

また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ 自衛消防隊、その他の要員により次の排出油等防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業の応援協力を求める。

（ア）大量油の排出があった場合

a オイルフェンスの展張、その他排出された油の拡がりを防止するための措置をとる。

b 損傷箇所を修理するとともに、さらに残油が排出されないよう防止するための措置をとる。

c 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。

d 排出された油の回収を行う。

e 排出された油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。

f 油処理剤を散布し、排出油の処理を行う。（なお、油処理剤の使用については十分留意するものとする。）

（イ）危険物の排出があった場合

a 損傷箇所の修理を行う。

b 損壊タンク内の危険物を抜き取る又は他の損壊していないタンクへ移し替える。

c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。

d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。

e 船舶にあつては、曳航索の垂下を行う。

f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。

g 消火準備を行う。

（ウ）火災が発生した場合

a 放水、消火剤の散布を行う。

- b 付近にある可燃物を除去する。
 - c 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
 - d 火点の制御を実施する。
 - e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
 - f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- ウ 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び排出油等防除活動に協力する。
- エ 災害発生事業所のみによる油等の排出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、海上災害防止センターに業務を委託する。
- (2) 沿岸市町村の措置
- ア 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命ずる。
- イ 回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上流出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行うとともに、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講じる。
- ウ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。
- エ 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）と連携し、漁港関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。
- オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。
- (3) 防災関係機関の措置
- ア 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置
- (ア) 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
 - (イ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
 - (ウ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
 - (エ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
 - (オ) 船体並びに流出油等の非常処分を行う。
 - (カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村と連携し、漁港関係団体等の協力を得て流出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行うものとする。なお、業務協定により、埠頭又は岸壁に繫留された船舶及び上架又は入渠中の船舶並びに河川湖沼における船舶の消火活動は、主として消防機関が担任し、及び以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して、消火活動を行う。
 - (キ) 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。
 - (ク) 油等が大量に流出した場合、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずる。
 - (ケ) 緊急に防除のための措置を講ずる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき又は防除措置を講ずる暇のないときは、海上災害防止センターに指示する。

(コ) 大量の油等の流出や多数の者の遭難を伴う船舶の火災等漁港の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。

(サ) 大量の油等の排出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請する。

イ 国土交通省東北地方整備局の措置

油流出事故が発生した場合、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行う。

ウ 五所川原警察署の措置

海上事故により油等が大量に流出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、海上流出油等の防除活動を行う。

エ 県の措置

(ア) 沿岸に漂着した海上流出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講じる。

(イ) 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

オ 漁港管理者の措置

漁港管理者は、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずるとともに、漁港機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部（青森海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

カ 青森県沿岸流出油災害対策協議会の措置

大量の油が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合は、青森県沿岸流出油災害対策協議会会長又は地区部会長は、流出油防除活動を必要とする場合は、会員の全部又は一部を招集し、原因者等を含め協議調整のうえ関係する会員に出動を要請し、必要と認められるときは総合調整本部を設置し防除活動の調整を行う。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第23節「交通対策」により実施する。

9. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

10. 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

予防対策〔総務課ほか関係各課等〕

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1．情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2．災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3．捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4．防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所、青森空港出張所）、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

応急対策〔総務課ほか関係各課等〕

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

1．実施責任者

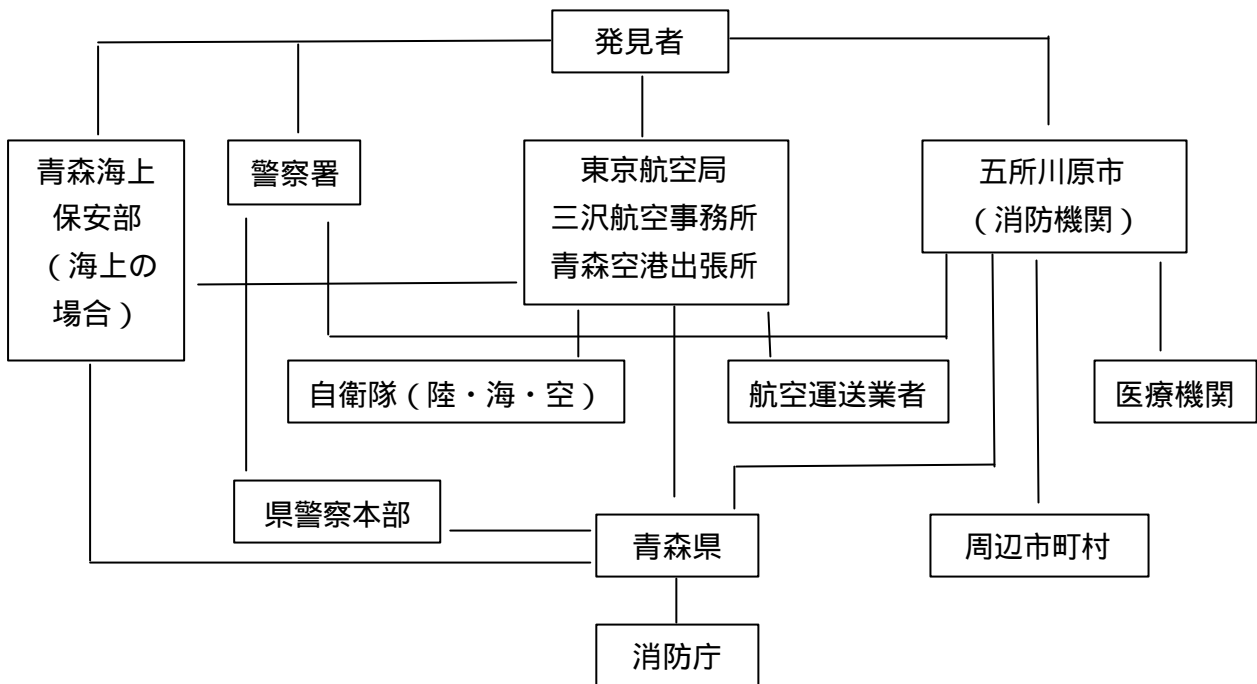
航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2．情報の収集・伝達

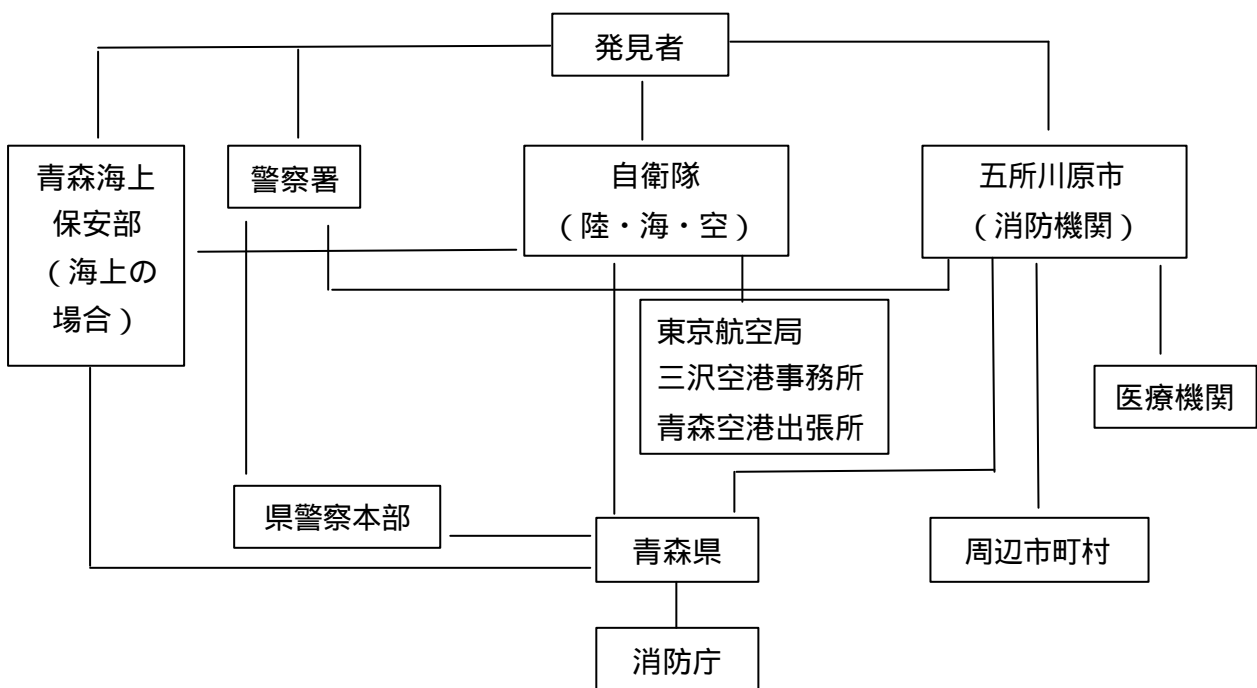
航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

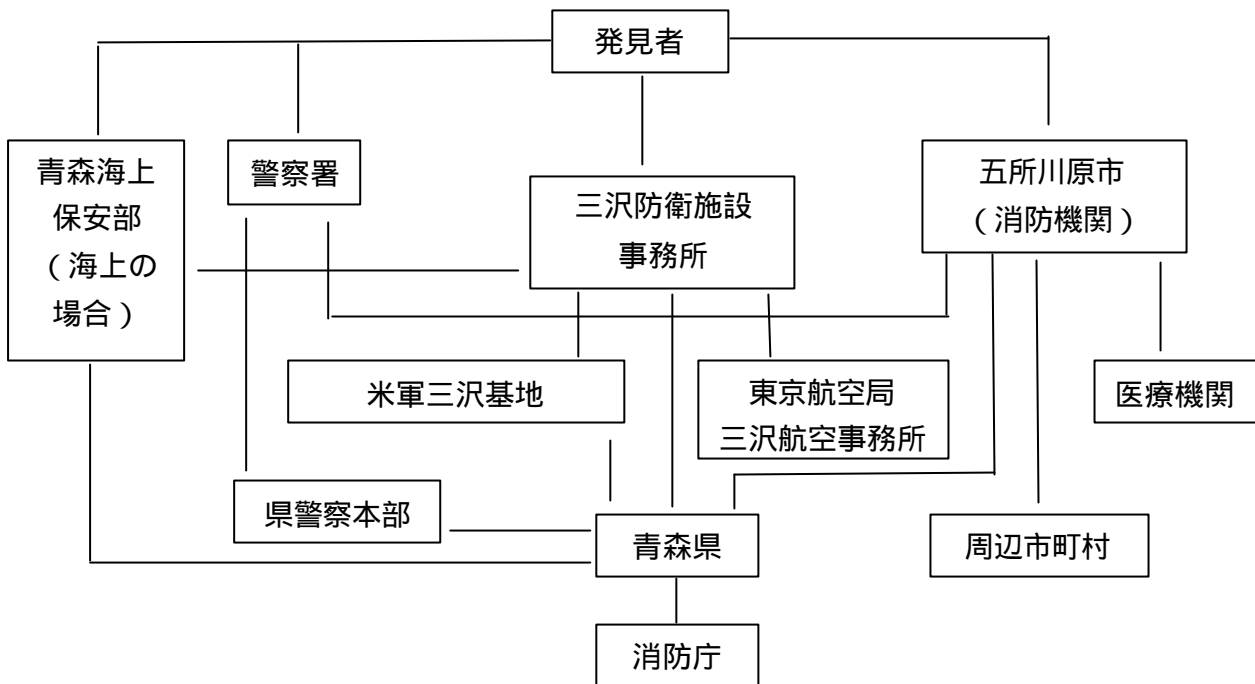
(1) 民間機の場合



(2) 自衛隊機の場合



(3) 米軍機の場合



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 搜索活動(防災関係機関の措置)

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

密接に協力のうえ、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

(1) 市長の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ 五所川原警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

ウ 第二海上保安本部(青森海上保安部)の措置

海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、東京航空局(三沢空港事務所・青森空港出張所)、自衛隊、市町村等の救助活動を支援する。

エ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、救助活動を実施する。

オ 県の措置

市町村の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

6. 医療活動

(1) 市長の措置

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

(2) 県及び社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、青森空港医療救護活動に関する協定書に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

7. 消火活動

(1) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消防活動を実施する。

イ 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、消火活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

エ 県の措置

市町村（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第23節「交通対策」により実施する。

9. 立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 市長の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

ア 五所川原警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講ずるとともに、市職員が現場にいないとき又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

なお、その場合、この旨市へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住

民等に対する避難誘導を実施する。

イ 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

10. 災害広報（市長の措置）

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

予防対策〔総務課ほか関係各課等〕

鉄道災害を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 鉄軌道の安全確保

(1) 鉄軌道事業者の措置

- ア 事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害または列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路または建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- イ 土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。
- ウ 国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 市長の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者

を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3．災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4．救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 鉄軌道事業者の措置
 - ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のため体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携強化に努める。
 - イ 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (2) 市長の措置
 - 県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5．防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

応急対策〔総務課ほか関係各課等〕

列車の衝突等が発生し、又は発生するおそれのある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

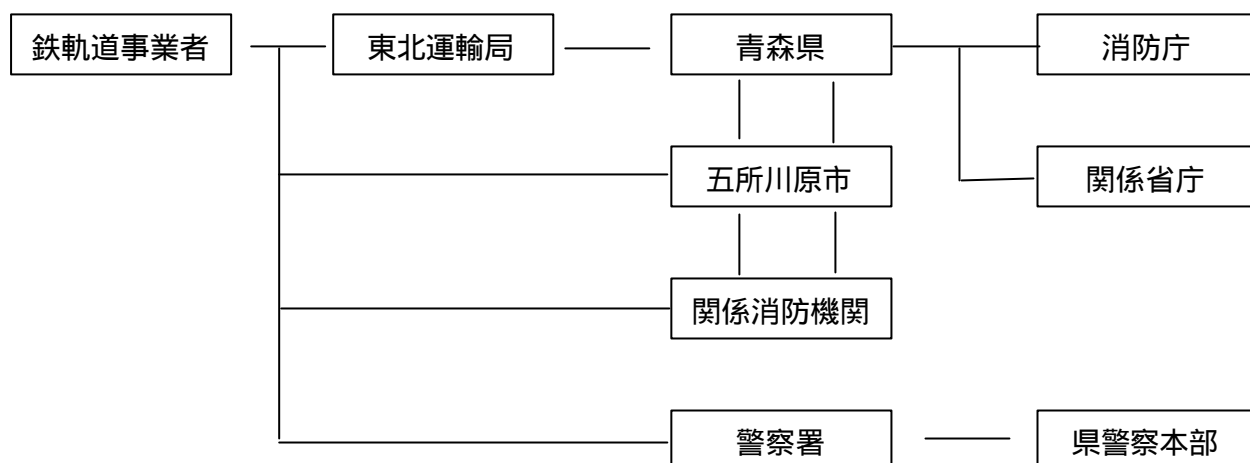
1．実施責任者

鉄道災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2．情報の収集・伝達

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。
(『火災・災害等即報要領』)



3. 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助救急活動を行うよう努めるとともに、救助救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

救助・救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療，助産及び保健」による。

6. 消火活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

(2) 市長の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及

び同章第23節「交通対策」による。

8. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

9. 災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

10. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

予防対策〔総務課、土木課ほか関係各課〕

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のため、必要な措置を講ずる。また、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 市長の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

五所川原警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2．情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3．災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4．救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 市長の措置

災害時の救助・救急、医療及び消防活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5．防災訓練の実施

国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6．施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7．防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

8．再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

応急対策〔総務課、土木課ほか関係各課等〕

道路構造物の被災等が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

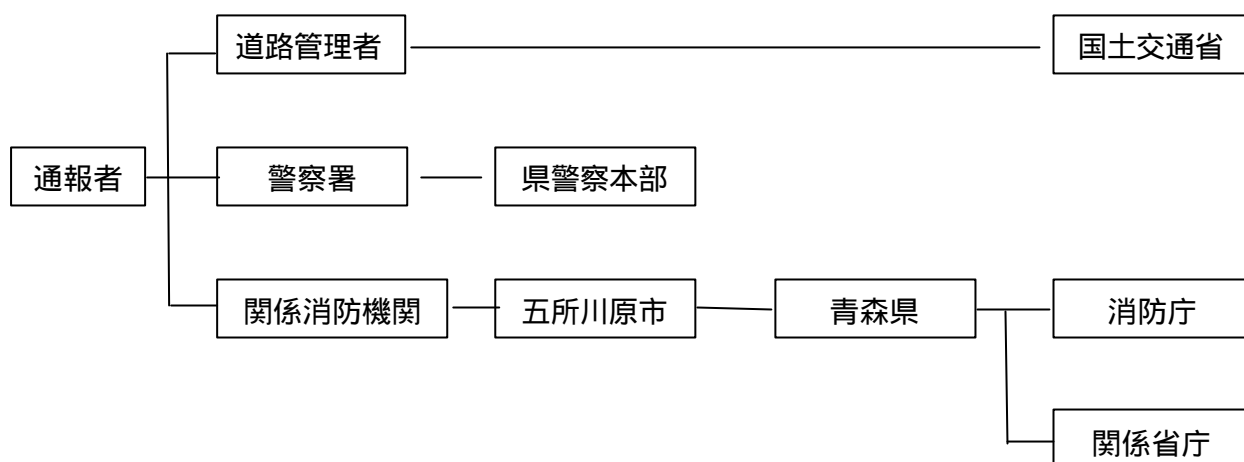
1．実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は市長が行うものとする。

2．情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



3. 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講ずる。

(2) 市長の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 市長の措置

救助救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療，助産及び保健」による。

6. 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 市長の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第23節「交通対策」によるほか、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

8. 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行う。

行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ 五所川原警察署の措置

道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9. 道路施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ確かな障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

(2) 防災関係機関の措置(五所川原警察署の措置)

災害により破損した道路施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、道路施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

10. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11. 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

12. 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質)の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害(放射性物質の大量の放出による場合を除く)が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策〔総務課、五所川原地域消防事務組合消防本部〕

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 現況

地域内の危険物施設等は、資料6-1「危険物施設」から資料6-13「劇物貯蔵施設」の

とおりである。

2. 保安思想の啓発

危険物施設等による災害の未然防止を図り、防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、次のことを行う。

(1) 各種行事による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、危険物に対する知識の向上と防災に関する知識の普及を図るため、火災予防運動、危険物安全週間等各種諸行事において防災に関する映画、講演・講習会及び懇談会等を開催し、防災知識の普及に努める。

(2) PR冊子等による啓発

危険物施設等の従業員等に対し、消防関係機関紙、防火推進パンフレット、危険物会報、ポスター等を配布し、防災に関する知識の普及に努める。

(3) 民間協力団体による啓発

防火協会、危険物安全協会連合会、その他の民間協力団体等を通じ、防災に関する知識の普及に努める。

3. 予防査察等の強化

(1) 市長は、危険物の保安取締りを実施する必要があると認めるときは、消防本部・消防署又は県に連絡し、必要な措置を要請するものとする。

(2) 市長、五所川原地区消防事務組管理者及び知事は、危険物施設等に対し、防災対策の万全を期するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 予防査察の実施

危険物施設等について、位置、設備、構造及び管理状況の関係法令への適合状況並びに火災の危険性の有無について検査を実施し、改善等について指導するものとする。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び危険物等を運搬する貨物自動車について、街頭において一斉取締りを実施し、事故の防止に努めるものとする。

イ 火災予防条例の趣旨を徹底させ、施設の管理責任者等に火災予防に関し、自覚を促し届出義務を履行させるものとする。

ウ その他火災予防に対する措置を徹底するものとする。

(3) 市長は、危険物等の防災対策を実施するため必要と認める場合は、消防本部・消防署、警察及び県と相互に情報を交換するものとする。

4. 自主保安体制の整備

施設の管理者等は、危険物等の保安管理を確実に実施するため危険物保安監督者、火薬類取扱保安責任者等を選任し、取扱作業等の保安監督を行わせるとともに、次に掲げる体制を確立実施するものとする。

- ・ 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- ・ 保安検査、定期点検要領
- ・ 防災設備の維持管理、整備及び点検要領
- ・ 防災教育の徹底
- ・ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動要領
- ・ 防災訓練の実施

5. 防災設備、資機材の整備にあたっては、関係法令の基準を遵守することはもとより、更に強化充実に努めるものとする。

6．情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

7．災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

8．救助・救急及び消火活動体制等の整備

災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

9．危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材の整備を行う。

10．避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第13節「水害予防対策」の「避難体制の整備」により実施する。

11．防災訓練の実施

危険物施設等の所有者等、県及び国の機関等と、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

12．防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。

応急対策〔総務課、五所川原地区消防事務組合消防本部〕

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩等が発生し、又は発生のおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

1．実施責任者

(1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、市長、五所川原地域消防事務組合消防本部消防長及び知事が行うものとする。

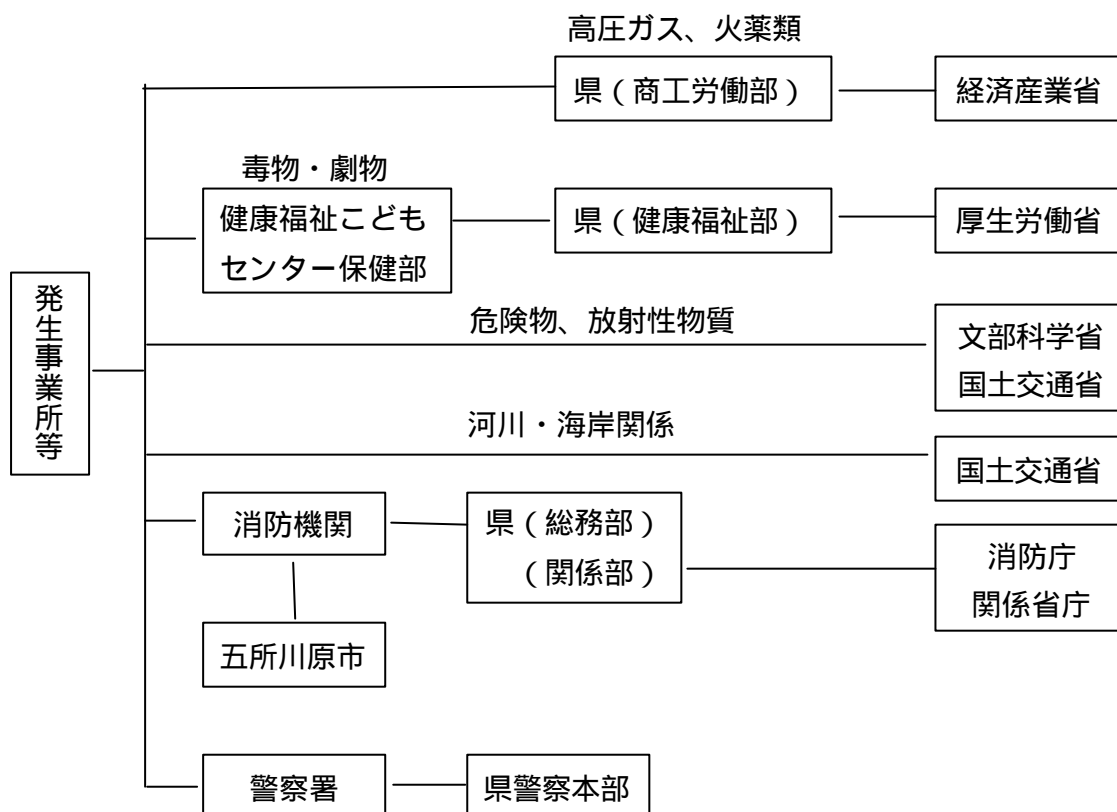
(2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。

2．情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの
- (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ア 海上、河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれのあるもの
 - イ 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- (3) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故



3. 危険物の応急措置

(1) 危険物製造所等の管理者等の措置

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに火気使用を禁止する等災害に対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに五所川原地区消防事務組合消防本部又は五所川原消防署、金木消防署若しくは市浦消防署に通報し、必要な指示を受けるものとする。

(2) 市長の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合するよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

カ さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 五所川原警察署の措置

危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、必要な警告を発生し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、また自らその措置を講ずる。また、市（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨市（消防機関）へ通知する。

4. 火薬類の応急処置

(1) 火薬庫又は火薬類の所有者の措置

災害時において火薬類により災害が拡大する危険があると認める場合は、火薬類を速やかに安全な地域に移動し、見張人を付けるか、又は水中に沈める等の必要な保安措置を行うものとする。

(2) 市長の措置

危険物の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 五所川原警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講ずる。

5. 高圧ガスの応急措置

(1) 高圧ガスの製造事業者及び販売事業者又は高圧ガスの消費者の措置

災害時において高圧ガスの施設に危険な状態が予想されるとき又は高圧ガスによる災害の拡大が予想される場合は速やかに製造又は使用を中止し、製造設備内の高圧ガス及び高圧ガス充てん容器を安全な場所に移し、又は放出する等の保安措置を実施するとともに、監視員を配置する等警戒体制に万全を期するものとする。

(2) 市長の措置

危険物の場合に準じた措置（ただしイを除く。）を講ずる。

(3) 五所川原警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講ずる。

6. 毒物・劇物の応急措置

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・ろう洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに五所川原警察署又は五所川原地区消防事務組合消防本部又は五所川原消防署、金木消防署若しくは市浦消防署に通報し、必要な指示を受けるものとする。

(2) 市長の措置

ア 県へ災害発生について、直ちに連絡する。

イ 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の

拡大を防止する。

ウ 大量放出に関しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 五所川原警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講ずる。

7. 放射線使用施設における応急措置

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア 災害の発生について速やかに五所川原地区消防事務組合消防本部又は五所川原消防署、金木消防署若しくは市浦消防署に通報する。

イ 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。

ウ 被害拡大防止等の措置を講ずる。

エ 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう措置を講ずる。

(2) 市長の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに県に報告するものとし、被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講ずる。

(3) 五所川原警察署の措置

市と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

8. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

9. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第23節「交通対策」により実施する。

10. 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 五所川原地区消防事務組合消防本部並びに五所川原消防署、金木消防署及び市浦消防署は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(2) 五所川原警察署は、危険物等が大量流出した場合、市と連携し避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制を行うほか防除活動を行う。

11. 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

12. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

13. 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

14. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な火事災害対策

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

予防対策〔総務課、五所川原地区消防事務組合消防本部〕

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病等の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

2. 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3. 建築物の安全対策の推進

ア 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

イ 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

5. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6. 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関、消防機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事の備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第13節「水害予防対策」の「避難体制の整備」により実施する。

8. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

9. 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及、啓蒙に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

10. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第6節「防災訓練」により実施する。

応急対策〔総務課、五所川原地区消防事務組合消防本部〕

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

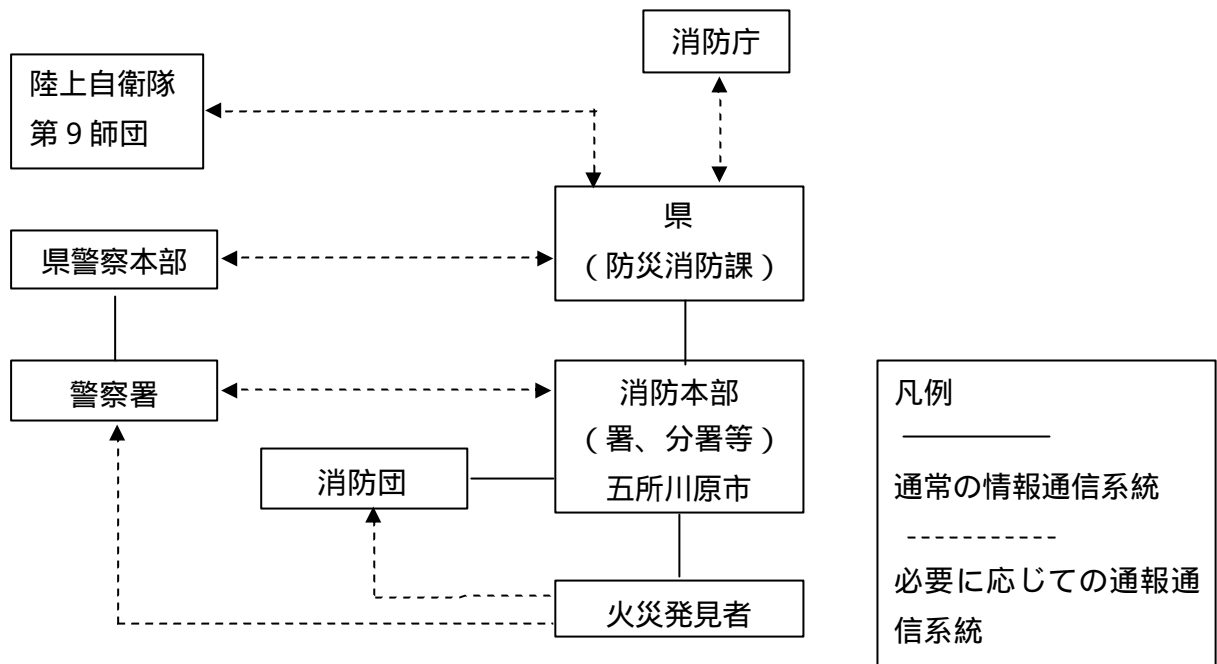
1. 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、市長及び五所川原地区消防事務組合消防本部消防長が行うものとする。

2. 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに災害情報の収集に努め、把握した

情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療，助産及び保健」により実施する。

6. 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」により実施する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第23節「交通対策」により実施する。

8. 避難対策

住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市長は当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法等は第4章第5節「避難」によるものとする。

9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11. 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12. 応援協力関係

- (1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、以下のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

予防対策〔総務課、農政課ほか関係各課等〕

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施するものとする。

1. 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第3章第1節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

(1) 予防施設の整備

林野火災の発生を防止するため、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板さらには林内の道路や人の集まる場所に対し、休憩所や灰皿の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設の整備に努めるものとする。

また、林道及び防火管理道の整備、防火線の布設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講ずるものとする。

ア 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ 自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、えん堤等を利用し貯水施設を設ける。

ウ 防火線の設置整備とともに防火樹の植栽に努める。

(2) 防衛資機材の備蓄

増加する林野火災に対処するため、防衛資機材の整備、備蓄を推進するとともに森林所有者、管理者等に対しても、同等の資機材、特に自然水利を利用した水利の確保を指導するものとする。

(3) 林野火災特別地域対策事業の推進

県と協議の上、特別地域に決定するなど林野火災対策を計画的に充実強化する。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。
 - ア 空中消火用施設の整備
空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。
 - イ 消火資機材の整備
軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

5. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第13節「水害予防対策」の「避難体制の整備」により実施する。

6. 施設、設備の応急復旧活動

市、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

7. 防災訓練の実施

林野火災は初期消火が困難であるのに加え、気象の変化に大きく左右され数日にわたり広範囲に多大な資源が焼失し、また民心の混乱を招くので、多数の消防隊員が迅速に現場に到着できるよう、関係機関及び地元住民の協力を得て訓練を行うものとする。

8. 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災は、ハイカー等によるたばこ、たき火等の不始末などそのほとんどが失火により発生している実態から、火災危険期を重点として、次の事項によりたばこ、たき火の始末、異常気象時の火気の取扱い、さらには火入れに関する許可、届出等についての徹底を図るなど予防思想の高揚に努めるものとする。

ア 山火事防止強調月間の設定

林野火災の多い春季及び秋季に、県が実施する山火事防止強調月間に協調し全市にわたる広報運動を展開することで、林野火災の防止に努めるものとする。

イ 山火事防止対策協議会の開催

西北地方農林水産事務所その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整し、山火事防止運動を強力に推進するものとする。

ウ 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報、宣伝を行うものとする。

エ ポスター、看板等の設置

山林登山口、交通機関等に防火標語等を掲示したポスター、防火看板を掲げるものとする。

オ チラシ、パンフレット等による啓発普及

市の広報紙等により、町内会、部落会等の自治組織を積極的に活用し、住民に対して直接注意を喚起するものとする。

カ 学校教育による防火思想の普及

標語、ポスター、作文などの募集を行い児童生徒等の防火思想の高揚を図るとともに、家庭への浸透を図るものとする。

キ 広報車等による広報

消防機関等の広報車、消防車等により巡回宣伝、パレード等を実施し、さらに必要に応じ航空機による広報を行うものとする。

ク 火入れに関する条例の遵守

五所川原市森林等火入れに関する条例を遵守させるとともに農林業従事者に対し、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促すものとする。なお、林業機械による林野火災の発生も増加しているため、その使用についても十分指導するものとする。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、巡視、監視を実施するとともに山火事防止協調月間には、巡視員、監視員を増強し、管内の巡視警戒を実施し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除するものとする。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における指導監視を徹底するものとする。

応急対策〔総務課、農政課ほか関係各課等〕

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、以下のとおり応急対策を講ずるものとする。

1. 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、市長及び五所川原地区消防事務組合消防本部消防長が行うものとする。

2. 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

章第 2 6 節「自衛隊災害派遣要請」による自衛隊航空機の確保について要請依頼するものとする。

(4) 現場指揮本部の設置

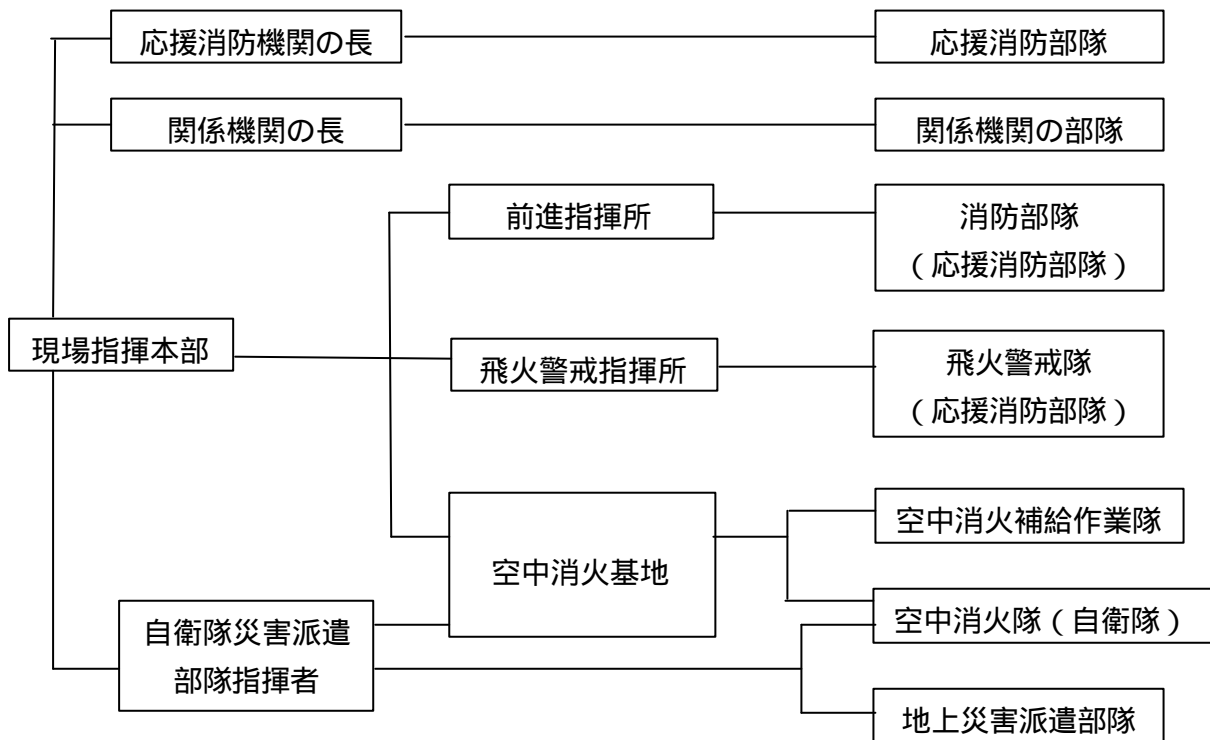
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じ設け、消防長が現場最高指揮者として状況に応じた防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保するものとする。

火災の区域が二以上の市町村にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、概ね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、統一的指揮の実施と併せて通信施設の相互利用を図るものとする。

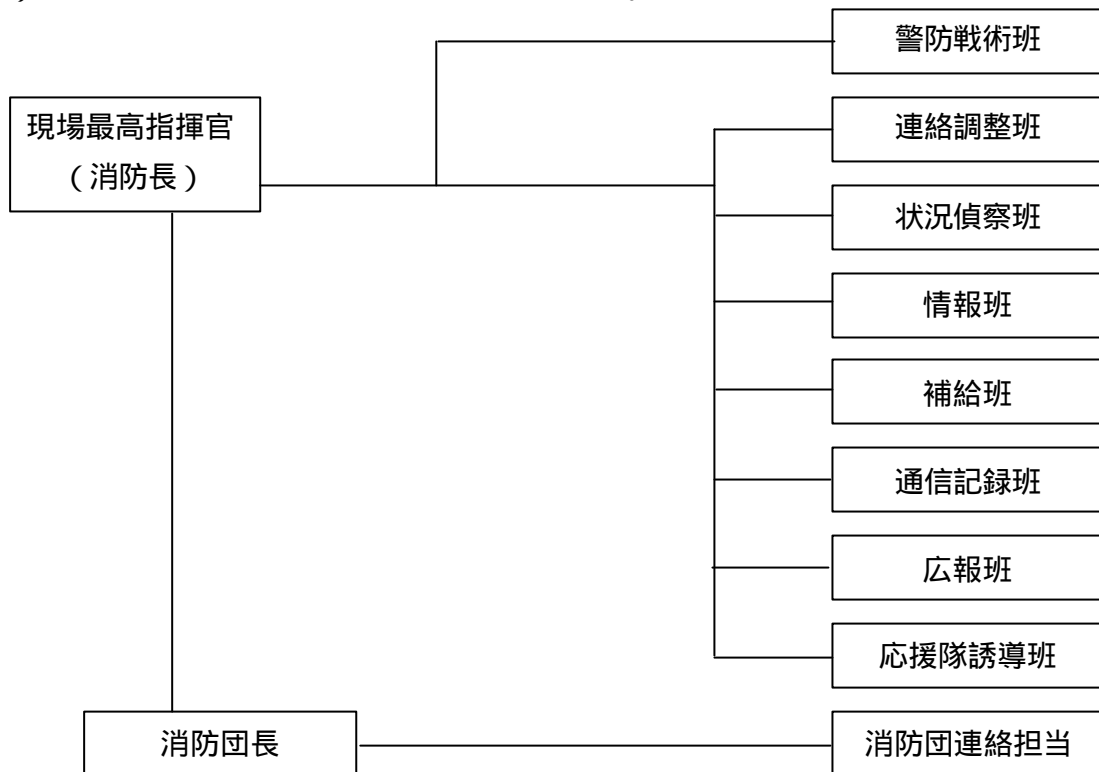


イ 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横または風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ 現場指揮本部の編成及び任務

(ア)現場指揮本部の組織は概ね次のとおりとする。



(イ) 任務

a 警防戦術班

防御線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- (a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (c) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

(e) 連絡調整班

市、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 状況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱をさけるため、火災の現況、消防部隊の活動状

況、今後の見通し等について住民に対し巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊に対し部署位置まで誘導する。

4. 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

6. 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により地上消火を実施するものとする。

(2) 空中消火

市長は、次の場合、知事に対し林野火災の空中消火について県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の派遣を要請し、空中消火を実施するものとする。

ア 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

イ 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期するものとする。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び三沢市消防本部に備蓄している県の空中消火用資機材並びに東北森林管理局が備蓄している資機材を活用する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第16節「輸送対策」及び同章第23節「交通対策」により実施する。

8. 避難対策（住民の安全対策）

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を期するものとする。

(1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認に努め、携帯拡声機等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導するものとする。

(2) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊は、警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たるものとする。

(3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護し、その他火災の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、当該住民の避難を指示するものとし、避難の方法等は、第4章第5節「避難」によるものとする。

9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報」によるほか次により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

11. 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12. 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行うものとする。

13. 応援協力関係

(1) 市自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定及び青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請については、第4章第26節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。